

多摩川河川敷でイベントを実施するためのガイドライン

- ・関係法令を遵守し、かつ、公序良俗に反していないこと。
- ・政治的中立の趣旨に反するものでないこと。
- ・宗教的目的を有していないものであること。ただし、地域行事は除く。
- ・安全に十分配慮し、必要な措置をとること。
- ・社会的な非難を受けるものではないこと。
- ・イベント実施に際し、保険に入ること。
- ・撮影を目的としたイベントは行わないこと。
- ・不当な利益を上げるために利用するものではないこと。
- ・イベント及びその実施に関する苦情はイベント主催者が対処すること。
- ・実施1週間以上前から指定する場所にイベント実施を告知する広報物を掲示すること。
- ・市の業務及び住民サービスに支障を及ぼさない範囲で実施すること。
- ・多摩川に入る場合は救命胴衣を着用し、狛江市、消防署、警察署、京浜河川事務所等と事前に調整すること。
- ・多くの観客が見込まれる場合は、狛江市、消防署、警察署、京浜河川事務所等と事前に協議、調整すること。
- ・騒音・悪臭・振動等他の利用者や近隣住民への迷惑となる行為をしないこと。
- ・火気・エアガン等を使用しないこと。
- ・個人のプライバシーを侵害しないこと。
- ・個人による企画ではないこと。
- ・他の河川利用者の安全が確保できない行為でないこと。
- ・現地の施設・設備・備品等に損害を与えない。万一与えた場合は、速やかに施設管理者に連絡するとともに、その指示に基づき原状回復し、また、イベント終了時点で、施設・設備・備品等の原状回復を必ず行うこと。
- ・イベント実施許可を受けた後、その内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ連絡すること。
- ・ごみ、し尿等の廃棄物はイベント主催者が責任を持って処理すること。
- ・イベント実施にあたっては、施設管理者と十分に協議し、指示・諸条件の提示があったときは、その内容を厳守すること。
- ・狛江市のイメージダウンにつながる様なイベントは行わないこと。
- ・3箇月から1箇月前に使用申請をおこなうこと。
- ・利用目的または内容が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものでないこと。

ただし、狛江市のPRに繋がるなど、市長が、特に必要があると認める場合は上記に適合しない場合であっても認める。